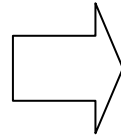


子ども・子育て支援新制度について

1 子育てをめぐる現状と課題

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題 など



①質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供

- ②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
 - ・待機児童の解消
 - ・地域の保育を支援

③地域の子ども・子育て支援の充実

2 子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)

- (1) 3法の趣旨
幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進
- (2) 主なポイント(新制度の内容)
 - ア 認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ)
 - イ 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設
 - ウ 地域の子ども・子育て支援の充実(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童ホームなどの「地域子ども・子育て支援事業」の充実)
 - エ 基礎自治体(市町村)が実施主体(市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施)
 - オ 子ども・子育て会議の設置

3 新制度施行(平成27年4月)に伴う主な変更点

- 1 保護者
 - (1) 「教育・保育の必要量の認定」制度の導入
施設型給付施設(認定こども園、幼稚園、保育園)、地域型保育給付事業(小規模保育、保育ママ等)を利用する際、市へ「保育の必要量」の認定申請を行い、「認定証」の交付を受けることが必要
 - (2) 地域型保育事業など公的保育の多様化と供給量の拡大
市が認可した小規模保育、事業所内保育など地域型保育事業が公的保育の対象として拡大され、経済的負担が軽減
- 2 施設、事業者
 - (1) 「子ども・子育て支援給付」の創設
就学前児童の教育・保育を保障するため新たな公費負担による制度が導入され、市から「教育・保育の認定」に基づき、給付が行われる。
 - (2) 市町村による「確認」制度の導入
市の条例で定めた「確認」を受けた施設や事業が給付の対象となる。
- 3 市の役割
 - (1) 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」(H27~H31)の策定
教育・保育の必要量等のニーズ調査や子ども・子育て会議の協議を踏まえ、子育て支援サービスの供給方策などを位置づけた計画の策定
 - (2) 子ども・子育て支援法に基づく給付制度の実施主体

4 新制度施行に伴う本市の取組み

平成25年度の取組み

- (1) 子ども・子育て支援法第77条に基づく「秦野市子ども・子育て会議」の設置(9月議会で条例設置) 今年度3回開催予定(子ども・子育て支援事業計画の骨子の審議など)
- (2) 子ども・子育て支援事業計画の策定に必要なニーズ調査の実施(11月~12月)、県へ報告(~3月)
- (3) 新制度の運用に係る電子システムの構築(H26年1月~H26年9月)

平成26年度の取組み

- (1) 国の子ども・子育て会議から示された方針、基準を元に地域型保育事業の認可基準、放課後児童ホームの設置運営基準、給付対象として確認を受ける施設、事業の運営基準の条例化(~H26年9月)
- (2) 国の公定価格の提示を踏まえた利用者負担額の設定(~H26年9月)
- (3) 電子システムによる新制度の運用(H26年10月~):教育・保育の必要量の認定申請受付及び認定証の交付
- (4) パブコメ等意見集約を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画の策定(~H27年3月)

子ども・子育て新制度の概要

新制度の目標

- 1 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供
(認定こども園の普及)
- 2 保育の量的拡大・確保 (待機児童の解消、施設型給付・地域型保育給付の創設)
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実

市民(保護者)

- 1 満3歳以上の就学前子どもで保育を必要としない者
- 2 満3歳以上の就学前子どもで保育を必要とする者
- 3 満3歳未満の就学前子どもで保育を必要とする者 の保護者

*当分の間、私立幼稚園
以外は市に申込み

市町村による
・情報提供、相談
・利用のあっせん
・利用の要請

申込み

教育・保育施設

市が施設確認

認定こども園

保育園

幼稚園

地域型保育事業(0~2歳)

市が事業確認

小規模保育

定員6人以上19人以下の施設

家庭的保育

定員5人以下

居宅訪問型保育

乳幼児の居宅で行う保育

事業所内保育

施設型給付を受けない
私立幼稚園

私学助成(県)

就園奨励(市)

*民間保育所は、現行どおり
委託費による支払

子どものための教育・保育給付

施設型給付

地域型保育給付

施設型給付費・地域型保育給付費の支給

*国が定める額(公定価格)から保護者負担額を引いた額

地域子ども・子育て支援事業

- | | |
|------------------------|------------|
| 1 地域子育て支援拠点事業(ぼけっと21) | 2 一時預かり事業 |
| 3 病児・病後児保育事業 | 4 延長保育事業 |
| 5 放課後児童クラブ事業(放課後児童ホーム) | 6 妊婦健康診査事業 |
| 7 乳児家庭全戸訪問事業 | 8 養育支援訪問事業 |
| 9 子育て援助活動支援事業(ファミサポ) | 10 利用者支援 |
| 11 子育て短期支援事業 | |

子ども・子育て支援事業計画

*5年ごと策定

- 1 各年度の教育・保育施設、地域型保育事業の必要量の見込み、提供体制の確保の内容・実施時期
- 2 各年度の地域子ども・子育て支援事業の必要量の見込み、提供体制の確保の内容・実施時期
- 3 教育・保育の一体的提供・推進に関する体制確保の内容

意見

子ども・子育て会議(条例設置)

- ・構成員(子育て当事者、子育て支援事業者等)
- ・審議事項(施設等利用定員の設定、子ども・子育て支援事業計画の策定等)

教育・保育給付の受給資格(必要量)認定申請

教育・保育給付の受給認定証の交付

県

県子ども・子育て支援事業計画

協議

県子ども・子育て会議

市